

第 18 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 12 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協 議 事 項
①令和 6 年度の農業功績者・農業名人の推薦について
②農地あっせん事業について
③農地買受け・借受け希望について
④農地利用調整会議について
⑤その他
- 5 そ の 他
①地域計画について
②中間期研修について
③当面の日程について
④その他

7 出席農業委員（11 人）

堀 敬 一	倉 田 明 彦	征 矢 昌 博	小 林 美 晴
原 聡 美	唐 木 義 秋	太 田 和 也	唐 澤 忠
城 田 忠 志	伊 藤 良 夫	唐 澤 喜 廣	

8 欠 席 委 員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

小 林 美 晴	唐 木 義 秋
---------	---------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒 井 文 代	菅 家 美 果	酒 井 明	唐 澤 英 樹
---------	---------	-------	---------

11 出席事務局職員

事務局長	有 賀 正 浩	事務局次長	清 水 栄 子
事 務 局	山 口 美 咲	事 務 局	小町谷 悠

伊藤会長代理	開会 本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、それぞれ全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から、第18回農業委員会総会を開会致します。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。
事 務 局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 3件 24筆
議 長	報告事項①については、3件ともに相続の関係となっております。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	全て相続の関係でございますので、報告事項①の届出につきましては、受理するという形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-40から番号6-42まで、3件24筆を受理と致します。
議 長	続いて、報告事項の②につきまして、事務局からお願いします。
事 務 局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 6件 11筆
議 長	報告事項②、こちらは合意解約通知についてであります。皆さんからのご質問・ご意見はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等がなければ、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、受理したいと思いますよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、番号6-24から番号6-29まで、報告事項②の6件11筆について、受理と致します。 報告事項は以上となります。

議 長	2 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）について審議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程 4件 6筆
議 長	はい。ありがとうございました。では、議案第1号 番号6-16の案件について、地区担当の倉田委員より、補足説明をお願いいたします。
倉田明彦委員	はい。まず、譲受人[REDACTED]についてですが、以前から、家庭菜園を手掛けたいとの意向がございまして、自宅の北隣にある農地、こちらが譲渡人[REDACTED]の土地になりますが、[REDACTED]希望をお伝えしたところ、譲っても良いということで両者の間で話が纏まったというように聞いております。次の番号6-17の案件ですが、こちらについても譲渡人が同じ[REDACTED]となりますので、続けて補足説明をさせていただきます。こちらの譲受人[REDACTED]とは、昨年11月の農地利用調整会議の場で話をさせていただいた経緯がございます。[REDACTED]既に、大泉の土地でブドウの栽培を手掛けられておりますが、今後は、できれば有機農法、有機低農薬での栽培を考えておられます。堀委員と共に本人の希望をお訊きしたところ、住宅とそこに隣接した農地を、大泉か北原のエリアで希望されておまして、私たちも土地を探していたところです。その後、先月の15日になりますが、代理人の司法書士さんがお見えになり、譲受人と譲渡人双方の希望を伺い、また、堀委員と現地の確認をさせていただきました。場所は北原公民館の北側で、西天竜幹線水路からは20メートルほど西に位置する畑地になります。住宅地にはなりますが、環境的には非常に良い土地となっています。土地の中に[REDACTED]ピットがありますが、土地改良区との話の中でクリアできるようですので、相対的に見ても問題はないだろうという事で、私と堀委員で情報共有しております。宜しくお願い致します。
議 長	はい。議案第1号 番号6-16の案件、また番号6-17の案件について補足説明いただきました。まず、番号6-16でございますが、ご意見・ご質問等ございますか。
委員一同	（特になし）
議 長	質問等ないようでしたら、こちらの番号6-16について、可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議 長	では、議案第1号 番号6-16を可と致します。 続いて、番号6-17について、ご質問等ございますか。
委員一同	（特になし）
議 長	先程の説明では、譲受人はブドウを栽培されているとのことでしたね。

倉田明彦委員	はい。ブドウについては、大泉と、他に北原の別の土地で栽培されていて、写真でも記録しています。ご本人はかなり有機農法にこだわりを持っていらっしゃるしまして、
議 長	現地確認はできてはいませんが、
堀敬一委員	箕輪町の方にも畑を何筆か借りていて、そちらでは大豆を栽培しているそうです。ご本人とは利用調整会議の席で話をさせていただいている他、その後、電話などでも何度か連絡を取り合っております。
事 務 局	この案件の土地についても、ブドウを栽培されるということでしょうか。本日の総会資料の7ページをご覧くださいませでしょうか。番号6-17の土地の北側部分、道路に接している部分に、住宅を建てる予定となっていて、日陰にならないよう措置を施し、土地の南側部分にブドウ等の果樹を栽培する予定となっているようです。住宅については、次の議案第2号で転用について審議していただく形となります。
倉田明彦委員	補足させていただきますと、申請の際に出された書類には、土地については「樹園地」と記載されています。
議 長	尚、この「樹園地」の詳細作物は、リンゴとスモモとブドウとなり、加えて大豆も栽培するという申請内容となっています、
倉田・堀両委員	整理しますと、本案件、番号6-17については、申請地のうち、総会資料の7ページにある通り、ピンク色に塗られた部分を農地として取得する。そして議案第2号で、北側部分を住宅地として5条申請をするということですね。
議 長	はい。
倉田明彦委員	この土地の周囲に住宅はないのでしょうか。ブドウ栽培では消毒も行うと思うのですが、その心配はありませんか。
議 長	西側に、道を挟んでアパートがあり、また東側に住宅がございますが、風向きなどを考慮すれば問題はないかと思ひますし、お隣同士の話の中で、良好な関係を保っていただけるのではないかと思います。
委員一同	はい。番号6-16、番号6-17について補足説明をいただきましたが、他にご質問等ございませんか。
議 長	(特になし)
委員一同	ございませんか。では、番号6-16、番号6-17を可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
酒井文代委員	それでは、議案第1号 番号6-16、番号6-17の2案件について、可と致します。続いて、番号6-18の案件を審議します。地区担当の酒井文代委員から補足説明をお願いします。
	はい。総会資料の8ページと9ページをご覧ください。9ページの位置図は番号6-19に関するものとなりますが、番号6-18、番号6-19について

議 長	は譲渡人が同じ[REDACTED]になりますので、併せて説明させていただきます。こちらの4筆については、譲渡人[REDACTED]が相続する以前から耕作放棄地になりかけていましたので、これまで、番号6-18の田圃2筆については今回の譲受人[REDACTED]に耕作をお願いし、番号6-19の2筆については私が草刈り等を行って保全に努めていたという経緯があります。[REDACTED]早く農地を手放したいという意向をお持ちでしたので、今回、[REDACTED]番号6-18の2筆については、[REDACTED]取得していただくこととなりました。[REDACTED]近くにお住いの方ですし、特に問題はないと考えています。こちらの譲渡理由が「農地保全」となっていますが、理由が耕作を目的としたものではなく、保全を目的とするというのは、如何なものでしょうか。荒廃地を無くすために農地を保全するという意味合いは解りますが。
酒井文代委員 議 長	番号6-18については、水稻を作付けしています。分かりました。ただ、農業委員会として、「農地保全」という理由を表記することについては釈然としません。気持ちは解りますが、農地を農地として利用する、明確に耕作するという理由で取得することが、私は必要だと思います。事務局としては如何ですか。
事 務 局	譲渡理由について、事務局としても表記に悩む時があり、過去の事例を参考にしながら議案を作成しています。保全をしながら作物を栽培していくという事もあり、過去にも保全のための取得という事例はいくつかありました。ただ、その表記について明確な作付けの意思が必要ということであれば、今後、改めていくことも必要かと思っています。耕作者を見つけるまで、それまでに荒廃することがないように「農地保全」をしていく。未来の耕作者が問題なく耕作できる農地として「保全」をしていくという意味が、この「農地保全」という表記理由となったのではないかと感じています。保全となっても作付けをしないという意味ではありませんので、今後、表記の仕方は検討していきたいと思っています。
議 長	はい。分かりました。番号6-18については、水稻を今後も作付けしていくということかと思っています。皆さんから、ご質問はございませんか。
委員一同	(特になし)
議 長	番号6-18については可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございます。それでは、議案第1号 番号6-18については可と致します。続いて、番号6-19を審議します。番号6-19について、皆さんから質問等ありましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	はい。質問等なければ、こちらの番号6-19についても可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	それでは、議案第 1 号 番号 6-19 の案件を可と致します。 続きまして、議案第 2 号に進みます。議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について、事務局から説明をお願い致します。
事 務 局	朗読 上程 3 件 4 筆
議 長	ありがとうございます。では、議案第 2 号 番号 1 の案件について、太田和也委員から補足説明をお願いします。
太田和也委員	はい。総会資料の 10 ページをご覧ください。見ていただきますとお分かりの通り、こちらの申請地はちょうど伊那市と神子柴地区の境にあたり、国道 153 号線の下段に位置する土地となります。今年は水稻を栽培していましたが、現在は刈り取りも終わって更地になっている状態で、こちらにアパートを建設するように聞いております。陽当たり等の問題はありません。[REDACTED]土地が申請地に隣接していますが、[REDACTED]特に問題はないと仰っておりますので、アパートを建てるにあたり、大きな問題はないと考えています。
議 長	はい。太田委員から補足説明をいただきましたが、こちらの案件について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	申請地は 3 種農地でもありますし、可として問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第 2 号 番号 1 の案件を可といたします。 続いて、番号 2 の案件について、唐木義秋委員から補足説明をお願いします。
唐木義秋委員	位置図については、総会資料の 12 ページをご覧ください。天竜川右岸、[REDACTED]の南側に位置しています。この土地は、譲渡人[REDACTED]が以前から手放したいということで売却を希望されていましたが、中々買い手が現れずにいたところとなります。農地区分では 2 種農地となる訳ですが、立地的には住宅も建てにくいような場所だと聞いています。資料にもございますが、近隣に幾つかの太陽光発電設備が設置されていまして、同様に、譲受人[REDACTED]が太陽光発電設備を造るという計画です。隣地の確認も取れておりますし、太陽光発電設備が近接している土地となりますので、特に問題はないかと考えておりますので、宜しくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。補足説明の通り、太陽光発電設備を設置し、隣地の確認も取れているということのようでございます。皆さんから、ご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問・ご意見がなければ、本案件を可としたいと思いますがよろしいでし

委員一同 議 長	ようか。 (異議なし) はい。それでは、議案第2号 番号2の案件を可と致します。 続いて、番号3の案件につきまして、倉田明彦委員から補足説明をお願いします。
倉田明彦委員	はい。先程の議案第1号 番号6-17でご説明申し上げている通りでございますので、宜しくお願い致します。
議 長	はい。先程の議案第1号 番号6-17の案件との関連案件でございます。議案第1号では3条での農地、畑の取得。この議案第2号 番号3では5条転用して住宅を建てるという内容のようでございますが、ご意見・ご質問はございますか。
委員一同 議 長	(特になし) ございませんか。質問等がないようであれば、本案件を可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは議案第2号 番号3の案件を可と致します。 続きまして議案第3号に移ります。 議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
事 務 局	朗読 上程 110件 233筆
議 長	はい。議案第3号 利用権設定各筆明細についてでございますが、110件のほとんどが更新の案件となります。先に、農業委員関連の案件、8件10筆について審議を行いたいと思います。農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、関連した委員さん方は審議に参加できませんので宜しくお願い致します。 それでは、農業委員の関係した8件10筆を可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) それでは、議案第3号 番号6-109、6-111、6-113、6-114、6-166、6-172、6-180、6-188の8案件を可と致します。その他の102案件について、お気づきの点等ございましたらお願いします。
委員一同 議 長	(特になし) ご意見がなければ、その他の案件、102件全てについて、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細、先に審議しました8案件を含め、番号6-83から番号6-192まで、110案件を可と致します。 続きまして、議案第4号に移ります。

事務局 議長	議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用 権設定各筆明細についてを議題と致します。 朗読 上程 18件 41筆
委員一同 議長 委員一同 議長	はい。では、今、事務局からの説明がありました通り、議案第4号について農 業委員に関係する案件がございます。番号6-193の案件につきま しては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、 城田忠志委員は審議に参加できませんので宜しくお願い致します。 先に、この番号6-193について審議致します。皆さんからのご質問・ご意 見ございますか。
委員一同 議長 委員一同 議長	(特になし) 質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。それでは議案第4号 番号6-193の案件を可と致します。 では、残りの17案件について審議致します。皆さんからご質問等ありまし たらお願い致します。
委員一同 議長 委員一同 議長	(特になし) こちらの17案件についても、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、議案第4号は、先に可とした番号6-193を含め、番号6-193から番 号6-210まで、18案件の全てを可と致します。 続いて、議案第5号となります。
事務局	議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業に ついてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局 議長	朗読 上程 2件 4筆
議長	はい。農地保有合理化事業について、番号6-211、番号6-212それぞれ、 太田和也委員にお立合いいただいておりますが、太田委員から補足説明は ございますか。
太田和也委員	はい。こちらの2件につきましては、現在、既に[]耕作して おりまして、その土地を、そのまま[]購入するという案件になり ます。よって、特に問題はないかと思います。尚、番号6-212の前宮の土 地に近いところにつきましても、近くの土地所有者の方々が近々耕作を辞 めたいという話を聞いておりまして、その方たちも[]土地を譲る という形で、今後、集約化が進むような道筋ができています。
議長	現在の耕作者[]が土地を取得する、あっせんの事業であ るということでございますが、ご質問ございますか。
唐木義秋委員	[]南箕輪村内の土地は村 内在住者に優先して耕作や取得していただくようにしようという方針

議 長	については、変わってはいないという考えでよろしいでしょうか。現在の耕作者[REDACTED]が、そのまま継続して耕作が進められるようこの土地を取得するということが妥当かとは思いますが、少し寂しさも感じています。できれば、地元で農地を買って拡大していきたいという農業者を掘り起こしていただきたいという、私の個人的な想いです。
太田和也委員	唐木委員の仰る通りかと思います。地元の土地は地元の方へ優先的に取得していただきたい。ただ一方では、太田委員の説明にもあった通り、土地を手放したい所有者が、今現在耕作をしてくれている方へその土地を譲っていく。唐木委員のお話はもっともではありますが、そういう現実の中では致し方ないというようにも思います。
議 長	他の土地につきましても、土地を手放したいという希望があった場合には、なるべく村内在住者へということは意識していますが、既に耕作されていて、その方が畦草刈りなどの管理も含めてきちんとやっておられる方の場合には、これまで通りに耕作ができるようにその方に所有していただくという、これは致し方ないのではないかと、私もそう感じています。
委員一同	唐木委員の仰ったことは、私たちも第一に考え、そこにまた現実を加味しながら進めていかなければいけないと思います。他に、皆さんからご意見等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	では、こちらの2案件について、可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
議 長	では、議案第5号 番号6-211と番号6-212についてを可とし、進めてまいりますので、宜しく願いいたします。 議事は以上となります。
事 務 局	3 協議事項
議 長	①令和6年度の農業功績者・農業名人について ・令和6年度の農業功績者と農業名人の候補者推薦について、改めて表彰規定などを明示。委員などから名前の挙がった南箕輪村からの推薦候補者について、協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。 他に、委員の皆さんからこの場での推薦候補者がいないようでしたら、資料にお示しした候補者の中から選定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、まずは「農業功績者」について、ご意見等がございましたらお願いします。
唐木義秋委員	今回とは表彰理由が異なっていますが、以前に表彰された経緯のある方よりも、折角の機会でありますので、その榮譽をより多くの方へ与えてい

倉田明彦委員	ただきたいと思います。 推薦候補者のうち、[REDACTED]についてでございますが、[REDACTED]功績も他の方同様に大きいかと個人的にも思います。[REDACTED]推薦をお願いしたいと思います。
委員一同	(異議なし) ・協議の結果、南箕輪村農業委員会として、[REDACTED]を農業功績者として推薦していくという事です承。
議 長 唐木義秋委員	次に「農業名人」について、ご意見をお願いします。 ひとつお訊きしたいのですが、「農業名人」の推薦対象者というのは、いわゆる農林水産業ではなく「農業」に限定されるのでしょうか。鱒の養殖は対象外でしょうか。
事務局長	去年は、駒ヶ根市で小鮒の養殖を手掛けている方が農業名人として認定されています。
唐澤英樹委員	小鮒の養殖は水田で育てるので「水田農業」として農業に位置付けられているのではないかと思います。鱒の養殖は養殖業になるのではないのでしょうか。
事務局長	その点は、上部組織に確認させていただきたいと思います。 ・協議の結果、推薦候補者のうち、[REDACTED]を農業名人として推薦することです承。
議 長	今後は、地域で頑張っている農業者の情報を交換する場も設けていきたいと思います。委員さんには、地域に戻られましたら、自分たちの地区にどのような功績者や名人にあたる農業者がいるのかを、それぞれに探して気にかけていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。
事 務 局 議 長	②農地あっせん事業について 3件 5筆 ・あっせん選定調書について説明をする（会議資料 P25～P33） ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可として、あっせん事業を進めていくこととする。
事 務 局	③農地買受け・借受け希望について ・新たに申し出のあった希望者について、事務局作成のリストを提示。新規1件の詳細について説明。
議 長	・補足説明をする。 ・リストについては、前回までのものではなく最新のものを利用していただくよう案内。
唐澤忠委員	このリストの上部、若い番号の方々は、だいぶ以前に登録をされていると

事務局 唐澤忠委員 議長	と思いますが、この方たちは今も農地を希望されているということですのでよろしいのでしょうか。 登録が不要であれば連絡をいただくようにしています。ご本人からの申し出がない案件は、そのまま掲載しています。 できましたら、3年に一度ぐらいの頻度で事務局から確認を行っていただき、最新版としてリストを提示していただけると、有難いです。 唐澤忠委員のご指摘のように、若干古いデータのものもございますので、リストの更新については事務局で検討いただくようお願いします。
事務局 議長 小林美晴委員 事務局 議長	④農地利用調整会議について ・事務局に一任となっていた「農地利用調整会議」の開催について、内部で検討した結果、「地域計画」の策定年度でもあるため、今年度については開催しない方向となった旨を説明。また、村ホームページでの「貸付・売渡農地情報」についても、地域計画の策定後、公告が済んだ後に、準備が整った段階で公開とするよう進めていくことを案内。 ・来年度以降の「農地利用調整会議」の開催については、今後、各地区で引き続き行われる地域計画の懇談会の場で、その話し合いと併せて実施していくことを提案。開催時期や開催エリア、参集対象範囲など、詳細については、今後の総会での協議を依頼。 ・補足説明をする。 皆さんから、ご意見や質問がございましたらお願いします。 地域計画の懇談会の出席者を見ますと、実際の農業者が少なかったように感じました。農業者の方に多く出席していただく方策を考えていただきたいと思います。また、通知や農地基本台帳に記された名前に、既に亡くなられている方が記載されていることがあります。懇談会や利用調整会議の開催通知をその方の名前で送っても、家族の方には見ていただけません。農地基本台帳に関しては亡くなっている方の名を削除していただくよう、検討をお願いしたいと思います。 今後の利用調整会議の対象者については、買受・借受リストの掲載者や認定農業者、人・農地プランに位置付けられた方など、前年にお呼びした方を中心にしていくように考えています。勿論、その他の方であっても関心のある方がいらっしゃれば、それを拒む理由はないと思いますが、参加していただくメンバーは、昨年と同様の方々を想像していただければと思います。また、通知等の宛名については、毎年、農地台帳を郵送させていただいていますが、経営者が変わった場合には台帳に修正を加えて返送していただき、経営者変更するようお願いをしています。今後は、より解りやすい説明資料を添付するなど、工夫を加えていきたいと思っています。 自分がもしも亡くなった場合、何もしなければそのまま自分の名前で書類が送られてくるということですね。

事 務 局	土地の所有者と農業経営者とは別物になります。土地の所有者がそのまま経営者になる訳ではありませんので、土地の名義は変わっているのに経営者は亡くなった方の名前のままになっている場合があります。所有者は固定資産税の納税者名が変われば自動的に修正されるのですが、経営者については、農業者側から申し出がない限りはこちらで勝手に修正できませんので、経営者変更の別の手続きが必要となります。その差が出てくることはあると思います。
事務局長	経営者が亡くなられた時に、誰が相続するのかはっきりしないものを、こちらで勝手に、その方のご長男などの名に変えることはできませんので、やはり、正式な届出が必要です。それが現状ですが、今後は当然、工夫をしなければならないと考えています。皆さんのお知恵を借りながら、今後については検討していきたいと思います。
事 務 局	補足ですが、住民係の窓口で死亡届が出された場合には、農地を所有されているかどうか、住民係から確認がきます。農地の所有があれば、その際には事務局が呼ばれますので、相続される方に経営者変更していただくよう、窓口で直接ご案内するような仕組みにはなっています。
議 長	上手く纏められませんが、今後については良い方策を検討していただくようお願いできればと思います。
唐木義秋委員	⑤その他 前回の総会でも話題に上げましたが、手の付けられないような耕作放棄地について、役場の他の部署を巻き込むような形で対応する事はできないのでしょうか。
事務局長	環境に影響があるような場合では、生活環境係とは連携しながら対応していて、通知を出すことはできます。ですが、強制力はありませんので、それでも改善がされない場合はまた別の対応が必要となってしまいます。
唐木義秋委員	より上の行政組織や団体へ依頼するのか、どんな処置がとれるのかはわかりませんが、行政としてできる措置を駆使していただいて対応をお願いしたいという要望です。
事 務 局	4 その他 ①地域計画について ・前回、11月の第17回総会で示した、各地区での話し合いを元に地域計画の様式へ纏めた資料について、修正点などの意見を挙げていただくよう依頼。
議 長	・補足説明をする。
唐澤忠委員	委員の皆さんから、ご意見がございましたらお願いします。
	どの地区も、規模縮小による面積の合計よりも引き受け手のある面積の合計が多くなっていますが、アンケートの集計を見ると、規模を縮小、若し

事 務 局	くは農業を辞めるという回答が多いという結果になっています。両者の数字に齟齬があるように思います。また、現状の集積率 100%の計算方法について説明をお願いします。 アンケートについては、無回答が一番多くありましたので、回答していただいた方の中から見ますと、耕作不可の割合が多くなったのではないかと感じています。アンケートの回答結果は、農地台帳に記された農地ごとに入力し、関数を使用して面積を計算しています。アンケート結果から見る人数や筆数と、その合計面積では見え方に差異も出るので、それぞれの数字の割合で異なった印象を与えてしまっているのかもしれません。今後、正確な数字を出して完成形に近づけるため、もう一度アンケートを実施することも方法のひとつかと思いますが、方法などについては課題もありますので、どのように進めていくのか、検討の必要はあると考えています。 また、集積率については、地域計画エリア内の耕作者は全てその担い手と位置付けるという考えになりましたので、100%となっています。ただし、この数字が通るのかどうかは、検討委員会で諮った際にどう判断されるかだと思います。
唐澤忠委員	耕作者や農業者が減少している現状の中で、どの地区を見ても引き受け手が多く、今後の農業は安泰であるというように解釈して良いのかというこの数字には、疑問を持ってしまいます。
議 長	印象としては、唐澤忠委員のご意見の通りかと感じていますので、アンケート結果の数字と面積との差異については、内容を詰めていただきたいと思います。他に、ご意見等ございますか。
征矢昌博委員	「農業の将来のあり方」という項目についてですが、この欄にはその将来のために取り組むべき課題、必要な方策なども書かれてしまっています。この項目については「あり方」のみに絞り、細かく何に取り組む必要があるのかという点については、別項目で触れるように修正していただきたいと思います。また、先程から挙がっている集積率の 100%という数字についても、やはり見直しが必要かと感じています。特に、農業委員会としては、「目標地図」を作成しなければなりません。一筆ごとの耕作者ということですので、できましたら再度アンケートを取り、規模を縮小したい方がどの筆について耕作を辞めたいのかが分かるようになると、目標地図も作成しやすいかと思いますし、その結果で出てきた数字を元にし、集積率を計算すれば良いのではないのでしょうか。ただ、再度のアンケートが難しいようであれば、今後の進め方については検討をお願いしたいと思います。
事 務 局	項目の記載内容については、今後、検討委員会での話し合いを踏まえながら、修正を加えていきたいと思っています。また、耕作を辞めたい筆につきましては、前回のアンケートでも具体的な地番を記載するようにもお願いしましたが、記載していただけた方はあまりいらっしゃいませんでした。アンケートについては未回答が多いという問題もあり、答えはすぐに出せま

事務局長	せんが、再考したいと思います。 前回のアンケートは、地域計画全体についてのアンケートでしたので、今度は、地番を明記していただくことに絞るようなアンケートにしなければ、具体的な地番を記してはいただけないかと思います。来年に向けて、その点は検討していきたいと思います。加えて、表記の仕方や集積率 100%につきましても、今後、検討委員会でのご意見や県の方への確認を取りながら、修正すべき点は修正していくようにしていきたいと考えています。また、唐澤忠委員からご意見のあった数字に関しましては、集計の問題も考えられますので、こちらにつきましても、県などの意見を聞きながら検討し、修正をしていくようにしていきたいと思いますので宜しくお願い致します。
議長	地域計画、目標地図の作成については、色々と課題があるかと思っています。アンケートについても回答率や回収率が低い中で纏めなければいけないという、事務局の苦労も大変なものかと思っています。農業者の意見や要望を全て掬い上げるような計画策定が望ましい訳ではありますが、それはとても困難なことです。軽んじているつもりはございませんが、今年については、計画策定の船出の年であります。今年度中に 100%のものができればそれに越したことはありませんが、来年度以降も随時、話し合いを重ねていく中で、より正確なものへ近づけていくという、そんなスタンスが望ましいのではないかと私は考えています。いい加減に考えていると思われるとう困りますが、10 年後の将来を見据えながら、多様な農家の皆で南箕輪村の農地を守っていくというような方向で進めていきたいと、そんな働きかけをしていく必要もあると感じています。
事務局	②中間期研修について ・ 12 月 12 日（木）～13 日（金）の日程で実施する中間期研修について、行程等を説明する。
議長	・ 補足説明をする。
事務局	③当面の日程について ・ 当面の日程について説明する。
議長	・ 補足説明をする。 ・ 年明けの行事、また、会場や開催日の変更があった日程等もあるため、注意喚起。委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。
事務局	④その他 ◇農業者年金名簿について ・ 前回総会に併せて実施した農業者年金加入推進研修会での内容について、

事 務 局	追加の情報等を提供。参考にして活用いただくよう依頼。 ◇農業委員会手帳の配布について ・新しい農業委員会手帳を配布。身分証等を入れ替えて使用いただくよう案内。
事 務 局	◇ながの農業だよりの配布について ・長野県農業委員会ネットワーク機構作成の会報を配布。農業委員、農地利用最適化推進委員への女性の登用に関し、菅家美果委員の記事が掲載されていることを案内。
事 務 局	◇11月15日（金）の米原市農業委員会視察受け入れについて ・意見交換など、視察受け入れ当日の様子について報告。米原市農業委員会からの礼状を併せて紹介。
事 務 局	◇11月21日（木）の農業委員会大会について ・当日の式典の様子などを報告し、大会開催の新聞記事を併せて紹介。
事 務 局	◇新年会について ・開催日、会場、会費について案内。
	◇その他 ・菅家美果委員より、J A上伊那の米販路拡大、上伊那産米の海外販売戦略についてのテレビ番組について紹介あり。中間期研修の参考にしていただくよう案内。
議 長	以上で議長の職を解かせていただきます。
伊藤会長代理	閉会 以上を持ちまして、第18回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 （午後3時55分 終了）

以上、第 18 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 12 月 26 日

議 長 唐澤喜廣

議事録署名委員 唐不義秋

議事録署名委員 小林 菜晴